

1. 件名

NEDO の研究開発成果が活用された製品・プロセス・サービス等に係る効果・便益に関する調査

2. 目的

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）では、2004年度からNEDOプロジェクト終了後における研究開発成果の活用状況、売上げ及びマネジメント等に関して追跡調査を実施している。しかしながら、追跡調査はプロジェクト終了後、約5年間にわたる研究開発成果の動向把握であるため、プロジェクト終了後6年以上経過した後に製品やプロセスとなり広く社会に活用されている研究開発成果の状況については、十分に把握できていなかった。そのため、NEDOでは2009年度から、NEDOプロジェクトから生み出された研究開発成果がコア技術として活用された製品・プロセス等を「NEDOインサイド製品」と定義して、該当製品の抽出並びに抽出されたNEDOインサイド製品に対する上市以降の売上実績、将来の売上予測、社会的便益（CO2排出量削減効果、一次エネルギー削減効果等）及び波及効果等の試算を行ってきた。

本調査では、昨年度までの調査により把握した「NEDOインサイド製品」に関する売上実績、将来の売上予測、社会的便益及び波及効果に関する試算について、現在の情勢を反映した再試算を行う。

なお、本調査は、NEDOの第4期中長期計画における「追跡調査・評価では、これまでの機構の研究開発成果が活用された製品・プロセス等について、それらが社会にもたらす経済効果（アウトカム）を把握する既存の取組を継続する」に係る業務の一環として行うものである。

3. 内容

上記の目的を達成するために下記の項目を実施する。なお、実施にあたっては、NEDO との密接な連携の下で行うものとする。

（1）既存 NEDO インサイド製品に関する再試算

既存の「NEDO インサイド製品」全 120 製品に対して、製品としての売上実績、将来の売上予測、社会的便益及び波及効果等について、現在の情勢を反映した再試算を行う。

具体的な作業は以下の通り。

- ① NEDO が提供する製品別の個票、ファクトシート、計算シート及び各種根拠資料に基づき、最新の政策動向、政府統計、業界団体等の統計・報告書、NEDO 追跡調査結果、関連企業の IR 資料やプレスリリース等のデータを活用して、売上実績としては 2020 年単年度及び累積額、将来の売上予測としては 2021～2030 年度における試算を行う。試算の際には、効果算出の条件、範囲、精度等を可能な限り明示するとともに、製品のライフサイクル等を踏まえ、ハードウェアを主に対象とした「製品及びプロセスの売上げ」に限らず、メンテナンス等の無形サービスも可能な限り定量化する。また、近年に重点調査を

行っていない製品は NEDO コア技術情報を更新し、それが横展開されたケースの有無等についても調査する。なお、再試算にあたっては、NEDO から提供する全体計算シートに基づき、物価変動や金利等による割引処理を踏まえて算出する。

- ② 社会的便益（CO2 排出量削減効果、一次エネルギー削減効果等）の試算は全 120 製品について行う。波及効果（産業連関表を用いた関連産業への経済的誘発効果等）の試算は効果の顕著な 21 製品以上について行う。
- ③ ①・②を行う際に、全 120 製品のうち近年に重点調査を行っていない製品（40 製品程度）については、関連企業等への直接のインタビュー調査を基本とした重点調査を行うことによってファクトシート記載の事項を確認、改訂する。
- ④ ファクトシート及び個票について、データの選択、体裁の一致等に関して今後の修正方針を提案する。

（2）新規 NEDO インサイド製品の追加と試算

NEDO 設立（1980 年）以来実施してきた研究開発プロジェクトの研究開発成果を対象として、新規 NEDO インサイド製品の抽出を行い、1 製品以上の追加を行う。追加された NEDO インサイド製品については、（1）と同様に試算等を行う。

4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2022 年 2 月 25 日まで

5. 報告書

提出期限： 2022 年 2 月 25 日

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

7. その他

- （1）調査の進捗状況は、NEDO の求めに応じて随時報告する（2 回/月程度）とともに、NEDO の求めに応じて、NEDO が設置する追跡調査・評価分科会で報告を行い、本分科会でのコメントを調査に反映させること。
- （2）本仕様書に定めなき事項については、NEDO と実施事業者が協議の上で決定するものとする。